

(総則)

第1条 発注者及び受注者双方は、以下に定める条項に従い、誠実にこの契約を履行するものとする。

(納入検査等)

第2条 発注者は、印刷物の納入があったときは、直ちに受注者の指定する者の立会いのもとに検査をするものとする。

2 前項の検査の結果、不良品があったときは、直ちに不良品を修補し、又はこれに代えて新たに印刷をし、改めて発注者の検査を受けるものとする。

3 印刷物の所有権は、第2項の検査に合格したときに、発注者に移転するものとする。

4 受注者は、納品後6か月以内に発見された印刷物の隠れた瑕疵についても責任を負うものとする。

(契約金額の支払方法)

第3条 発注者は、印刷物の検査を完了し、完納されたことを確認した後、受注者の適法な請求書を受理したときは、30日以内に受注者に契約金額を支払うものとする。

(納期の遅延)

第4条 受注者が当初の納入期限までに印刷物を納入しないときは、発注者は遅延料として、納入期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行されない部分に相当する金額につき年2.7%の率により算出した金額を請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により、納入期限内に印刷物を納入できないときは、この限りでない。

(危険負担)

第5条 納入完了以前に生じた印刷物の滅失、き損、変質その他一切の損害は、すべて受注者の責任とする。ただし、発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者はこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が納入期限までに良品を納入しないとき。

(2) 受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

(損害の賠償義務)

第8条 受注者は、前条の規定により、この契約が解除された場合、これによって発注者に生じた損害の額を発注者の請求に基づき、速やかに発注者に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者は、協議して定めるものとする。